

**令和元年度「新しい東北」交流拡大モデル事業成果発信事業  
に係る企画提案書の審査について**

令和元年度「新しい東北」交流拡大モデル事業成果発信事業企画案選考会議（以下「選考会議」という。）を開催し、企画案を評価する。

**1 選考会議の開催日時等（予定）**

- (1) 日時 令和元年9月4日（水） 13時30分から  
 (2) 場所 復興庁会議室Ⅳ（東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館10階）

**2 企画提案書の審査手順**

- (1) 「（別紙3）令和元年度「新しい東北」交流拡大モデル事業成果発信事業企画提案書審査基準及び採点表」種別Aに掲げる審査基準に基づき、各委員が採点する。

評価 \ 配点	20点	15点	10点
A（良い）	20点	15点	10点
B（やや良い）	14点	10点	7点
C（ふつう）	10点	7点	5点
D（やや悪い）	6点	4点	3点
E（悪い）	0点	0点	0点

- (2) 上記（1）の採点結果を算出した後、「同採点表」種別Bに掲げる審査基準に基づき加点を行い、総得点が最も高い者を選定する。

- (3) 総得点が同点の場合、次の基準で選定する。

- ア 「A」の数が多い者を選定する。  
 イ 「A」の数が同数の場合は、「B」の数が多い者を選定する。  
 ウ 「B」の数も同数の場合は、「C」の数が多い者を選定する。  
 エ 「C」の数も同数の場合は、「D」の数が多い者を選定する。  
 オ 「D」の数も同数の場合は、委員の多数決によって選定する。  
 カ 委員の多数決が同数の場合は、委員長の点数により選定する。

令和元年度「新しい東北」交流拡大モデル事業成果発信事業  
企画提案書審査基準及び採点表

【委員名： 】

【提案者： 】

項目	審査基準	配点	評価	得点
種別A (95点)				
1. 事業の目的、内容及び実施方法				
1.1	本事業の実施にあたっての課題を正しく認識し、その目的及び趣旨を理解しているか。	10		
1.2	業務目的を実現するために有効な業務内容が提案されているか。	20		
1.3	業務実施方法と業務目的との整合性が取れているか。	10		
1.4	復興庁が指定する事業内容以外に、本事業目的に対して有効な事業内容が提案されているか。 【新規性・独自性】	15		
2. 事業実施計画				
2.1	事業目的・内容に対し、事業実施計画（スケジュール）、人員、事業実施手順等は妥当か。	20		
3. 事業実施体制				
3.1	組織として、本事業の類似の業務に対する実績及び実施するための能力を有しているか。	10		
3.2	国からの要望に迅速かつ柔軟に対応できる体制が整っているか。	10		
種別B (5点)				
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 ※複数数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。				
4.1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業） ・1段階目（※1）2点 ・2段階目（※1）4点 ・3段階目 5点 ・行動計画（※2）1点 ※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。	5		
4.2	次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） 【くるみん 2点、プラチナくるみん 4点】	4		
4.3	青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 【ユースエール認定 4点】	4		
参考	・予算の使途に妥当性があるか。 ・業務内容と見積価格を比較して、業務のパフォーマンスの高さや企業努力が認められるか。	数値化しない		

注) 企画提案書において、提出者の外部協力者への再委任または共同実施の提案を行う場合、業務の総合的な判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画提案書は不合格として、選定対象としないことがある。